

新木行政サービスセンターの会議室をご利用ください

新木行政サービスセンター会議室利用案内

令和2年6月作成

施設概要及び利用料金 [令和2年10月1日利用分からの利用料金]

面積	備品	利用時間※・料金		
84.24㎡	机14台・椅子45脚 ホワイトボード	午前9時～正午	午後1時～5時	午後6時～9時
		630円	860円	630円
利用可能日	年末年始及び毎月第2・4土曜日の午前中を除く毎日。 なお、市の業務等の都合により、利用を制限させていただく場合や利用の許可を取り消させていただく場合がありますのでご了承ください。			

※利用時間には、準備及び後片付けの時間を含みます。

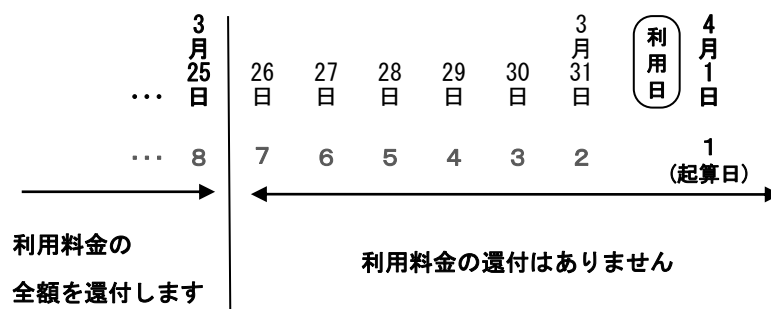
利用方法

- ご利用できる方は、**市内に居住する方**で団体への貸出しとなります。なお、営利目的の利用や、新木行政サービスセンター事務に支障をきたす場合などは、お断りすることがあります。
- 申し込みは、**利用予定日の3か月前**（3か月前の同日が休日の場合、直前開庁日）**から前日までに**新木行政サービスセンターの窓口で先着順に受付けます。受付時間は新木行政サービスセンターの開庁時間中のみです。電話や郵便での申し込みはできません。
- 許可決定後、利用料金を前払いでお支払いください。
- 土・日・祝日及び夜間にご利用になる方は、新木行政サービスセンターの直前開庁日の午前8時30分から午後5時までにカギの貸出を受けてください。なお、貸出を受けられない場合は、キャンセルしたものと取り扱いますのでご注意ください。
- 新木行政サービスセンターの開庁時間中は、会議室利用者は**駐車場を利用できません**。

利用を取りやめる場合

- 「使用取りやめ届」を、利用日から起算して7日前までに提出した場合、利用料金の全額を還付します。提出時は「使用許可書」をお持ちください。（平成27年4月1日から施行）この期日を過ぎて提出した場合、利用料金の還付はできません。なお、年末年始を除き、7日前が開庁日でない場合（休日・祝日）は、翌開庁日に手続きとなります。

(例)利用日が4月1日の場合、3月25日までに「使用取りやめ届」を提出すると、
利用料金の全額が還付されます。



※詳細は、新木行政サービスセンターにお問い合わせください。(TEL 04-7185-2224)